事業名	【継続】 保育料軽減事業（国基準からの軽減）				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1億1,427万9			2,870万0		8,557万9
事業期間				総事業費	

【事業目的】

国が決める保育料の基準額から保育料を軽減することにより、子育て家庭の経済的負担の軽減及び児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与します。

【事業概要】

＜教育標準時間認定＞ （月額:円）

国階層	定義	国の徴収基準額	島原市の徴収基準額
1階層	生活保護世帯	0	0
2階層	市民税非課税世帯 （市民税所得割非課税世帯含む）	3,000	3,000
3階層	所得割課税額　77,100円以下	16,100	15,000
4階層	所得割課税額　169,000円未満	20,500	18,200
	所得割課税額　211,200円以下		19,400
5階層	所得割課税額　211,201円以上	25,700	24,600

＜保育認定＞ （月額:円）

国階層	定義	国の徴収基準額				島原市の徴収基準額			
		3歳以上		3歳未満		3歳以上		3歳未満	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
1階層	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
2階層	市民税非課税世帯	6,000	6,000	9,000	9,000	6,000	6,000	9,000	9,000
3階層	所得割課税額 48,600円未満	16,500	16,300	19,500	19,300	15,000	14,800	18,000	17,800
4階層	所得割課税額 60,700円未満	27,000	26,600	30,000	29,600	19,000	18,800	22,000	21,800
	所得割課税額 97,000円未満					22,000	21,800	25,000	24,600
5階層	所得割課税額 169,000円未満	41,500	40,900	44,500	43,900	28,000	27,600	35,000	34,600
6階層	所得割課税額 301,000円未満	58,000	57,100	61,000	60,100	30,000	29,600	40,000	39,400
7階層	所得割課税額 397,000円未満	77,000	75,800	80,000	78,800	30,000	29,600	40,000	39,400
8階層	所得割課税額 397,000円以上	101,000	99,400	104,000	102,400	31,000	30,600	50,000	49,200

科目	11款	1項	1目	目名称	民生費負担金（歳入の減）	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	上記事業概要と同じ （子ども・子育て支援新制度の施行）	上記事業概要と同じ	上記事業概要と同じ

事業名	【継続】すこやか子育て支援事業				
当初予算額	財源内訳				（単位：千円）
	国費	県費	地方債	その他	一般財源
1億2,066万0			1億2,060万0		6万0
事業期間	平成１８年度～ （複数年度事業）			総事業費	

【事業目的】

多子世帯の保育所、幼稚園、認定こども園入所児の保育料を軽減することにより、児童の福祉の向上や出生率の向上に寄与します。

【事業概要】

小学生以下の児童を２人以上扶養し、第２子以降で保育所、幼稚園、認定こども園に入所している児童の保育料を免除します。
所得制限あり。　（※市民税所得割課税額　169,000円未満の世帯）

※保育料算定での市民税額は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当控除、住宅借入金等特別控除の税額控除をする前の税額です。

年収約360万円以上の世帯

	すこやか該当						非該当		
						中学校以上	○		
	○ ○	○	○			小学校			
全額	●	●	●	○	○	保育所等	○	○	○
半額			●	●	●				
0円					◎				
						未就園			○

※ ●の児童が保育料免除対象。
◎の児童は国の制度で保育料０円

平成２８年度から国の多子世帯・ひとり親世帯等の保育料負担の軽減対象が拡大
- 年収約360万円未満の世帯について、多子計算の年齢制限を撤廃し、第２子を半額、第３子以降を無償化
- 年収約360万円未満のひとり親世帯等について、第１子を半額、第２子以降を無償化

年収約360万円未満の世帯

	国軽減のみ					すこやか該当					非該当	
	○ ○	○		○	○					中学校以上		
		○	○ ○			○	○			小学校		
全額				○	○	●	●	○	○	保育所等	○	○
半額								●	●			
0円	◎	◎	◎		◎		◎		◎			
										未就園		○

※網掛け部分が国の軽減対象拡大部分。

年収約360万円未満のひとり親世帯等

	国軽減のみ				
	○				中学校以上
		○			小学校
全額			○	○	保育所等
半額					
0円	◎	◎		◎	
					未就園

科目	11款	1項	1目	目名称	民生費負担金（歳入の減）	こども課

事業計画	前年度まで	今年度	来年度以降
	小学生以下第２子以降の入所児童の保育料を免除（所得制限有）	前年度同様	引き続き実施予定